

case 1. 集団的自衛権を行使してもいいと判断した根拠も、特定秘密に指定される可能性があります。国民は、その正しさを調査・追及できなくなります。

case 2. 国民がちゃんと知りたいと思って調査したりすると、特定秘密の「取得」や「漏えいの教唆」という犯罪になってしまう可能性があります。



case 3. 集団的自衛権行使の根拠が嘘だったり、おかしいと思った公務員等がそれを内部告発しようとしても、特定秘密の漏えいという犯罪になってしまうので怖くて言えません。

case 4. 国会議員も集団的自衛権行使の根拠を知らされない場合がほとんどなので、賛成するかどうか判断できません。